

かんたん手続アプリ利用規定変更対比表（2021年9月21日）

現行				変更後			
第1条 本アプリの利用				第1条 本アプリの利用			
1項			本アプリは、個人のお客さまがスマートフォン（インターネットへの接続およびインターネットの閲覧が可能な高機能携帯端末をいいます。）にダウンロードし、起動させて利用することで、当行の各種お手続きのうち、第3条から第9条に定める手続き（以下、「本サービス」といいます。）を行うことができるアプリです。	1項			本アプリは、個人のお客さまがスマートフォン（インターネットへの接続およびインターネットの閲覧が可能な高機能携帯端末をいいます。）にダウンロードし、起動させて利用することで、当行の各種お手続きのうち、第3条から第10条に定める手続き（以下、「本サービス」といいます。）を行うことができるアプリです。
2項			本アプリを利用できるスマートフォンは当行所定の環境にある端末（以下、「所定端末」といいます。）に限られます。ご利用環境については当行ホームページ等でご確認ください。なお、所定端末であっても、利用状態等によっては、正常に動作せず、利用できない場合があります。また、本サービスはカメラ機能を利用するため、カメラ機能を利用できない状態での所定端末では、本サービスを利用いただくことはできません。	2項			本アプリを利用できるスマートフォンは当行所定の環境にある端末（以下、「所定端末」といいます。）に限られます。ご利用環境については当行ホームページ等でご確認ください。なお、所定端末であっても、利用状態等によっては、正常に動作せず、利用できない場合があります。また、カメラ機能やNFC機能（近距離無線通信機能）を利用できない状態での所定端末では、これらの機能を利用する一部のサービス等を利用いただくことはできません。
6項			本サービスの一部の手続きは、本人確認のため、当行が都度指定する番号（以下、「認証番号」といいます。）をお客さまの届出電話番号宛に自動音声で通知する場合があります。当行からの電話を受けられない場合は本サービスの一部を利用いただくことはできません。また、認証番号は他人に知られないように管理してください。	6項			本サービスの一部の手続きは、本人確認のため、当行が都度指定する番号（以下、「認証番号」といいます。）をお客さまの届出電話番号宛に自動音声で通知する場合があります。また、認証番号は他人に知られないように管理してください。
第2条 本人確認				第2条 本人確認			
1項			本アプリは、個人のお客さまがスマートフォン（インターネットへの接続およびインターネットの閲覧が可能な高機能携帯端末をいいます。）にダウンロードし、起動させて利用することで、当行の各種お手続きのうち、第3条から第9条に定める手続き（以下、「本サービス」といいます。）を行うことができるアプリです。	1項			本サービスの利用時には、お客さまの預金口座の店番・口座番号、お名前、当行所定の本人確認書類、顔写真、キャッシュカード暗証番号、認証番号その他当行所定の番号等（以下「番号等」といいます。）の全部または一部の一致を確認することにより本人確認を行います。本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの内容により異なります。
第3条 利用いただけなくなったキャッシュカードの再発行				第3条 利用いただけなくなったキャッシュカードの再発行			
2項	2号		暗証番号相違でキャッシュカードを使えない場合	2項	2号		暗証番号相違でキャッシュカードを使えず、かつ、当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認を行えない場合
第4条 通帳・キャッシュカードの紛失・盗難の届出、紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの再発行				第4条 通帳・キャッシュカードの紛失・盗難の届出、紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの再発行			
3項	1号		紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードにかかる預金口座の店番、口座番号、キャッシュカードの暗証番号がわからない場合	3項	1号		紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードにかかる預金口座の店番、口座番号がわからない場合
3項	2号		印鑑の紛失がある場合	3項	2号		キャッシュカードの暗証番号がわからず、かつ、当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認を行えない場合
3項	3号		同時にキャッシュカードの暗証番号を変更する場合	3項	3号		印鑑の紛失がある場合
3項	4号		紛失または盗取された通帳を解約する場合	3項	4号		同時にキャッシュカードの暗証番号を変更する場合
3項	5号		お客さまが個人のお客さま以外である場合	3項	5号		紛失または盗取された通帳を解約する場合
3項	6号		お客さまが日本国外に居住している場合	3項	6号		お客さまが個人のお客さま以外である場合
3項	7号		紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードにかかる預金口座が定期預金その他の当行所定のサービス対象外口座である場合	3項	7号		お客さまが日本国外に居住している場合

3項	8号	紛失または盗取されたキャッシュカードが、クレジットカード機能付カード、当座キャッシュカード、カードローンカード、その他の当行所定のサービス対象外カードである場合	3項	8号	紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードにかかる預金口座が定期預金その他の当行所定のサービス対象外口座である場合
3項	9号	紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードの再発行の申し込みを受け付けた時点で、お客さまが手数料引落口座として指定する預金口座の残高が当行所定の手数料額に満たないこと等により、手数料の引落しができない場合	3項	9号	紛失または盗取されたキャッシュカードが、クレジットカード機能付カード、当座キャッシュカード、カードローンカード、その他の当行所定のサービス対象外カードである場合
3項	10号	その他当行所定の事由が認められる場合	3項	10号	紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードの再発行の申し込みを受け付けた時点で、お客さまが手数料引落口座として指定する預金口座の残高が当行所定の手数料額に満たないこと等により、手数料の引落しができない場合
3項	—		3項	11号	その他当行所定の事由が認められる場合
第5条 紛失・盗難にかかる通帳のEco通帳への切替え			第5条 紛失・盗難にかかる通帳のEco通帳への切替え		
5項	7号	本アプリの本人確認に用いた普通預金口座にかかるキャッシュカードにつき紛失・盗難届出の受付のある状態で、第2項第1号により三菱UFJダイレクトに登録いただく必要がある場合その他当行所定の場合において、届出にかかる電話番号が全て変更になっているとき	5項	7号	本アプリの本人確認に用いた普通預金口座にかかるキャッシュカードにつき紛失・盗難届出の受付のある状態で、第2項第1号により三菱UFJダイレクトに登録いただく必要がある場合その他当行所定の場合において、届出にかかる電話番号が全て変更になっており、かつ、当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認を行えない場合
第6条 紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの発見届			第6条 紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの発見届		
3項	2号	届出にかかる電話番号が全て変更になっている場合	3項	2号	届出にかかる電話番号が全て変更になっており、かつ、当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認を行えない場合
—			第10条 口座解約		
—	—	—	1項		本アプリにより、当行所定の受付時間内で普通預金または貯蓄預金の口座解約を行うことができます。また、対象口座に附帯した商品・サービスは、本アプリによる口座解約の申込みによって同時に解約となります。
—	—	—	2項		口座解約に伴う本人確認時点の口座残高が当行所定の金額を下回る場合、本条に基づく本アプリによる口座解約をご利用いただけません。但し、解約にあたって残高および利息の払戻しや、計算書等の発行は行いません。なお、本人確認以降に対象口座へ入金があり当行所定の金額を上回った場合でも、本アプリによる申込みによって口座解約は成立するものとします。
—	—	—	3項		投資信託のお取引がある場合や給与等の定期的な入金がある場合等、お取引状況等によりご利用できない場合があります。詳細については当行ホームページでご確認ください。
—	—	—	4項		口座振替のお申込み中に本アプリで口座解約を行い振替日において引落不能になった場合など、本アプリによる口座解約の申込みによってお客さまに生じた損害について、当行に責めがある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。
第11条 免責事項			第11条 本アプリの権利帰属等		
第12条 本アプリの内容変更や利用停止等			第12条 免責事項		
第13条 本規定の変更			第13条 本アプリの内容変更や利用停止等		
第14条 関係規定の適用・準用			第14条 本規定の変更		
—			第15条 関係規定の適用・準用		